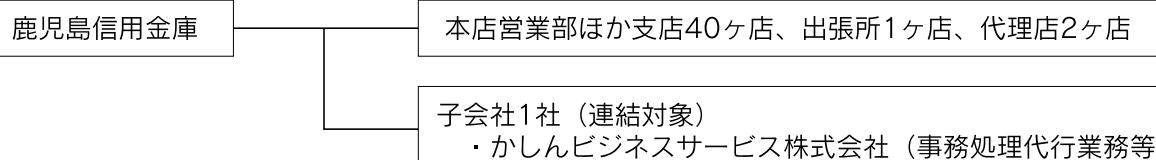


## 連結情報

### 鹿児島信用金庫グループの主要な事業の概要

鹿児島信用金庫グループは当金庫、子会社かしんビジネスサービス(株)で構成され、信用金庫業務を中心に、事務処理代行業務等の金融サービスを提供しております。



### ■当金庫グループ企業の状況

会 社 名	かしんビジネスサービス株式会社
所 在 地	鹿児島県鹿児島市名山町1-23
設 立 年 月 日	昭和61年6月
資 金 又 は 出 資 金	2,000万円
当 庫 議 決 権 比 率	100%
子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	0%
主 要 業 務 内 容	鹿児島信用金庫の委託を受けて行う業務 (用度品管理業務、施設管理業務、為替事務業務、事務集中業務、担保不動産の競落業務等)

### ■事業の概要等（平成25年度の業績）

(1) 鹿児島信用金庫の主要な事業の内容は次のとおりです。

- ①預金及び定期積金の受け入れ
- ②資金の貸付け及び手形の割引
- ③為替取引

(2) 子会社(かしんビジネスサービス(株))の主要な事業の内容は次のとおりです。

- ①鹿児島信用金庫の委託を受けて行う事業  
用度品管理業務、事務センターにおける為替事務業務、金庫施設管理業務、事務センターにおける事務集中業務、債権集中管理業務、格付け設定業務、担保不動産の競落業務
- ②前各号に付随または関連する事業

(3) 連結に係る主要損益について

子会社の経常収益128,274千円中、当金庫の業務委託等に係る収益は128,192千円であり、比率では99.93%です。

### ■連結会計年度における主要な経営指標の推移

(単位:百万円、%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
連結経常収益	7,131	7,395	7,428	6,618	6,462
連結経常利益	177	419	334	365	673
連結当期純利益	362	377	259	303	574
連結純資産額	11,633	11,622	12,224	12,934	13,612
連結総資産額	295,731	298,863	306,114	306,359	308,706
連結自己資本比率	7.30	7.40	7.60	8.02	8.45

(注) 連結自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

## 1.連結財務諸表の作成方法

### (1)連結の範囲に関する事項

当金庫の企業集団は子会社(100%所有)かしんビジネスサービス(株)1社であり、それを連結子会社としました。

### (2)持分法の適用に関する事項

該当ございません。

### (3)連結される子会社及び子法人の事業年度等に関する事項

かしんビジネスサービス(株)の決算日は、3月末日であります。

### (4)連結される子会社及び子法人の資産及び負債の評価に関する事項

かしんビジネスサービス(株)の資産及び負債は、金額的に合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、帳簿価額を時価としました。

### (5)のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生年度に全額償却しております。

### (6)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

## ■連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成24年度	平成25年度
(資産の部)		
現金及び預け金	62,767	44,839
買入手形及びコールローン	207	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	200	—
商品有価証券	—	—
有価証券	44,284	62,205
貸出金	187,467	190,534
外国為替	40	60
その他資産	1,406	1,367
有形固定資産	8,681	8,711
建物	1,566	1,610
土地	6,842	6,878
リース資産	109	100
建設仮勘定	50	—
その他の有形固定資産	111	123
無形固定資産	49	47
ソフトウェア	24	14
のれん	—	—
リース資産	8	17
その他の無形固定資産	15	15
退職給付に係る資産	—	26
繰延税金資産	930	690
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	1,835	1,712
貸倒引当金	△1,510	△1,490
資産の部合計	306,359	308,706

(単位:百万円)

科 目	平成24年度	平成25年度
(負債の部)		
預金積金	289,266	291,283
譲渡性預金	—	—
借用金	—	—
売渡手形及びコールマネー	—	39
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	988	874
賞与引当金	100	102
役員賞与引当金	—	—
退職給付に係る負債	129	36
役員退職慰労引当金	146	181
その他の引当金	43	42
繰延税金負債	93	—
再評価に係る繰延税金負債	822	822
債務保証	1,835	1,712
負債の部合計	293,425	295,093
(純資産の部)		
出資金	4,040	4,037
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	6,699	7,193
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	10,739	11,230
その他有価証券評価差額金	244	432
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	1,950	1,950
為替換算調整勘定	—	—
評価・換算差額等合計	2,194	2,382
新株予約権	—	—
少数株主持分	—	—
純資産の部合計	12,934	13,612
負債及び純資産の部合計	306,359	308,706

## ■連結損益計算書

科 目	平成24年度	平成25年度
経常収益	6,618	6,462
資金運用収益	5,444	5,482
貸出金利息	4,839	4,714
預け金利息	156	104
買入手形利息及びコールローン利息	0	0
買現先利息	—	—
債券貸借取引受利息	—	—
有価証券利息配当金	422	633
その他の受入利息	26	30
役務取引等収益	564	543
その他業務収益	512	378
その他経常収益	97	58
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	76	38
その他の経常収益	20	20
経常費用	6,252	5,789
資金調達費用	208	156
預金利息	197	148
給付補填備金繰入額	9	6
譲渡性預金利息	—	—
借用金利息	—	0
売渡手形利息及びコールマネー利息	—	0
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	411	441
その他業務費用	205	238
経費	4,765	4,527
その他経常費用	662	425
貸倒引当金繰入額	108	122
その他の経常費用	554	302
経常利益	365	673
特別利益	1	4
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
その他の特別利益	1	4
特別損失	13	11
固定資産処分損	9	0
減損損失	—	11
その他の特別損失	3	—
税金等調整前当期純利益	354	666
法人税、住民税及び事業税	15	17
法人税等調整額	34	75
法人税等合計	50	92
少数株主損益調整前当期純利益	303	574
少数株主利益	—	—
当期純利益	303	574

## ■連結剰余金計算書

科 目	平成24年度	平成25年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
増資による優先出資の発行	—	—
自己優先出資処分差益	—	—
資本剰余金減少高	—	—
配当金	—	—
自己優先出資消却額	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	6,472	6,699
利益剰余金増加高	303	574
当期純利益	303	574
その他	—	—
利益剰余金減少高	77	80
当期純損失	—	—
配当金	77	80
自己優先出資消却額	—	—
利益剰余金期末残高	6,699	7,193

## ■連結リスク管理債権

	平成24年度	平成25年度
破綻先債権	578	197
延滞債権	6,584	6,227
3ヶ月以上延滞債権	14	71
貸出条件緩和債権	3,877	3,712
合 計	11,054	10,209

## ■連結自己資本比率

連結自己資本比率につきましては、72ページをご覧ください。

## ■事業の種類別セグメント情報

連結子会社は信用金庫業務以外に労働者派遣事業を営んでおりますが、それらの事業の種類別セグメントに占める割合は僅少であるため、種類別セグメント情報は記載しておりません。

## 【連結財務諸表についての注記】

### ※連結貸借対照表に関する注記

(注)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
4. 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 38年～50年

動産 4年～15年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウエアについては、当金庫及び連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

7. 外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況はないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した経営管理部（自己査定部署）が資産査定を検証し、さらに、監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,997百万円であります。

9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生の翌連結会計年度から損益処理

「退職給付に係る資産」及び「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異と年金資産の差額を計上しております。

連結される子会社の退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当連結会計年度末における必要額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（3百万円）については、会計基準変更年度に費用処理しております。

当金庫及び連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫及び連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫及び子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（平成25年3月31日現在）

年金資産の額 1,476,279百万円

年金財政計算の給付債務の額 1,698,432百万円

差引額 ▲222,153百万円

② 制度全体に占める当金庫及び連結される子会社の掛金拠出割合（平成25年3月分）

0.35%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高225,441百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫及び連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、特別掛金68百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫及び連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

13. 責任共有制度負担金引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

14. 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金融債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金融債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 当金庫及び連結される子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

16. 有形固定資産の減価償却累計額 4,440百万円

17. 貸出金のうち、破綻先債権額は197百万円、延滞債権額は6,227百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債権を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は71百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,712百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,209百万円であります。

なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は、596百万円であります。

22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,018百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

該当ありません。

担保資産に対応する債務

該当ありません。

上記のほか、為替決済、日銀歳入及び日銀当座貸越、市税収納保証等の取引の担保として有価証券500百万円、定期預金10,005百万円を差し入れております。

24. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る線延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第119号）第2条第4号に定める地価税法に規定する方法に基づいて算出した価格に、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額  
2,229百万円

25. 出資1口当たりの純資産額 1,685円78銭

26. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

当金庫グループでは、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、リスク管理規程及び信用リスク管理要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による統合リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会等に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は経営管理部を通じ、理事会等において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、支払準備金の運用準則に基づき実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループでは「有価証券」、「預け金」、「貸出金」及び「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫グループのVaRは分散共分散法（保有期間60日及び120日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、平成26年3月31日で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）全体は、保有期間60日が2,813百万円、保有期間120日が3,978百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(3) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金

調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表上額	時価	差額
(1) 現金及び預け金	44,839	44,977	137
(2) 有価証券（※1）			
満期保有目的の債券	340	381	40
その他有価証券	61,865	61,865	—
(3) 貸出金（※1）	190,534		
貸倒引当金（※2）	▲ 1,490		
	189,044	189,044	0
金融資産計	296,089	296,268	178
(1) 預金積金（外貨預金除く）	291,283	291,335	52
金融負債計	291,283	291,335	52
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	—
デリバティブ取引計	0	0	—

（※1） 現金及び預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（※2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1） 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.から29.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた額

金融負債

(1) 預け金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨先物）であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価格によっております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	74
合計	74

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預け金	35,909	8,930	—	—
有価証券	—	—	99	240
満期保有目的の債券	—	—	99	240
その他有価証券のうち 満期があるもの	932	13,291	37,576	8,664
貸出金(※)	42,226	62,729	36,756	33,899
合計	79,067	84,950	74,431	42,803

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金	273,827	17,452	3	—
合計	273,827	17,452	3	—

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、29.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	240	293	53
	小計	240	293	53
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	99	87	▲12
	小計	99	87	▲12
合計		340	381	40

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	44,463	43,851	612
	国債	1,106	1,078	27
	地方債	17,665	17,414	250
	社債	25,691	25,357	333
	その他	959	869	89
	小計	45,422	44,721	701
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	74	74	—
	債券	16,000	16,091	▲90
	国債	—	—	—
	地方債	4,374	4,398	▲23
	社債	11,625	11,692	▲66
	その他	367	380	▲13
	小計	16,442	16,546	▲104
合計		61,865	61,268	596

## 29. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	34,588	342	▲74
国債	22,780	161	—
地方債	7,001	102	▲2
社債	4,806	79	▲72
その他	—	—	—
合計	34,588	342	▲74

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,969百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが19,591百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的(1年毎)に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

## 31. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△1,857百万円
年金資産(時価)	2,214
未積立退職給付債務	357
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	463
未認識数理計算上の差異	△784
未認識過去勤務債務(債務の減額)	△—
連結貸借対照表計上額の純額	9
退職給付に係る資産	△26
退職給付に係る負債	36

## (追加情報)

「所得税法の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)は平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は平成26年度分については29.76%から27.61%となります。この税率変更により、繰延税金資産は16百万円減少し、法人税等調整額は16百万円増加しております。

## ※連結損益計算書に関する注記

(注)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額 71円10銭

3. その他の経常収益は、睡眠預金の益金処理額等14百万円、債権売却益4百万円を含んでおります。

その他の経常費用には、貸出金償却196百万円、睡眠預金の損金処理額12百万円、責任共有制度負担金84百万円、責任共有制度負担金引当金繰入額6百万円を含んでおります。

4. 当連結会計年度におきまして、次の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失額
営業店舗2カ店	建物	鹿児島県志布志市、南九州市	11百万円

減損損失の算定にあたり、資産グループингの方法として営業店(本店営業部含む)については、最小区分である店舗毎(サテライト店、出張所は母店へ含む)、本部事務所・福利厚生施設は共用資産としております。

営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により、資産グループのうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものにつきまして、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額11百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能額は、将来キャッシュ・フローの現在価値及び正味売却価額により測定し、いずれか高い金額を採用しております。

## 自己資本比率規制（バーゼルⅢ） 第3の柱（市場規律）に基づく開示

信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を本章で開示しております。

### 【定性的な開示事項】

#### 1. 連結の範囲に関する事項

当金庫の企業集団は子会社（100%所有）「かしんビジネスサービス（株）」1社であり、それを連結子会社としております。

#### 2. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

- 普通出資・・・ ①発行主体：鹿児島信用金庫
- ②コア資本に係る基礎項目の額に  
算入された額：4,037百万円

#### 3. 自己資本の充実に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスボージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も低く、依存している状況ではないと評価しています。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

#### 4. 信用リスクに関する事項

##### （1）リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、与信先の倒産や財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを金融機関が保有する最大のリスクと考え、「信用リスク管理要領」を策定し、その中で与信業務に関する基本方針を定めた「与信判断の指針」（クレジットポリシー）を定めており、その理解と遵守を広く役職員に促し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価については、信用格付システムによる信用格付別、自己査定システムによる債務者区分別、特定の業種に偏らないための業種別、さらには与信集中を抑制するため大口与信先明細・グループ別明細による管理などを行っています。また、四半期毎に信用リスクの計量化を行い、適宜管理しております。貸出案件の審査・管理にあたっては、審査部門と営業推進部門を分離し、審査の独立性の保持と相互牽制が働く体制をとっています。また、信用リスクの管理状況については自己査定管理委員会、統合リスク管理委員会などの各種委員会において協議・検討を行い、必要に応じて理事会、常勤理事会へ報告する態勢を構築しています。

貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却及び引当金の計上に関する規程」に基づき、自己査定作業により確定した債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金を計上する正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金について、破綻懸念先は担保、保証を除いた未保全額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出し、実質破綻先、破綻先については担保、保証を除いた未保全額をそのまま引き当てています。その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

##### （2）標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

イ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称  
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

○株式会社 格付投資情報センター（R&I）

○株式会社 日本格付研究所（JCR）

○ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（Moody's）

○スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

ロ. エクスボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称  
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

○株式会社 格付投資情報センター（R&I）

○株式会社 日本格付研究所（JCR）

○ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（Moody's）

○スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

#### 5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受けける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「貸出事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ「住宅金融支援機構保証」、当金庫が採用している適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する「一般社団法人しあわせ基金保証」等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスボージャーの種類に偏ることなく分散されております。

#### 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受けれる可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「引当基準」に則った適正な引当金を計上しております。なお、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一體的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引

に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

リスク管理態勢の次なるステップとして、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合リスク管理については、現在、その態勢構築を目指し準備を進めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

## 7. 証券化エクスポートヤーに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、証券化取引は行っておりません。

### (2) 証券化エクスポートヤーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

### (3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従つた、適正な処理を行っております。

### (4) 証券化エクスポートヤーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

○株式会社 格付投資情報センター（R&I）

○株式会社 日本格付研究所（JCR）

○ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（Moody's）

○スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

## 8. オペレーション・リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーション・リスクとは「金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を被るリスクのことで、不適切な事務処理、システムの誤作動、或いは風説の流布・誹謗中傷などにより発生するリスク」と考えています。オペレーション・リスクに含まれるリスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクであり、それぞれのリスクについて要領を策定し、確実にリスクを認識・評価する管理態勢となっています。また、これらのリスクにつきましては統合リスク管理検討部会、統合リスク管理委員会で協議・検討しており、必要に応じて理事会、常勤理事会へ報告を行っております。

また、リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

### (2) オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## 9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートヤーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

### リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポートヤーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ

全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」等や「支払準備金の運用規則」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用規程」及び「支払準備金の運用規則」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従つた、適正な処理を行っております。

## 10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利が上昇・下降することにより変動する資産価値の変動や、将来の収益に対しても影響を及ぼすことです。当金庫では、これらについて定期的或いは変化が予測される時に評価・計測を行い、適宜、対応していく態勢をとっています。

実際には、一定の金利変動幅（例えば1%）による変動額の合計を金利リスク（BPV）として計測、或いは金利更改を想定した収益予想、また、自己資本比率規制における第2の柱（アウトライヤー基準）に関する金利リスクなどについてALM委員会で協議・検討を行い、必要に応じて理事会・常勤理事会へ報告を行なうなど、金庫の健全経営に努めています。

### (2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提是、以下の定義に基づいて算定しております。

#### ○計測手法

預金および貸出金、預け金については「ラダー方式」

有価証券については「G P S方式」

#### ○コア預金

対象：流動性預金（当座、普通、貯蓄、通知、別段、納税）

算定方法：①過去5年間の最低残高

②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差引いた残高

③現残高の50%相当額

上記①～③のうち最小の額を上限として計上しています。

満期：5年以内（平均2.5年）

#### ○算定に使用する金利感応資産・負債

資産勘定：預け金、有価証券、貸出金、その他の金利・期間を有する資産

負債勘定：預金、その他の金利・期間を有する負債

#### ○算定に使用する金利ショック幅

：99%タイル値又は1%タイル値

#### ○リスク計測の頻度

：月次（前月末基準）

### 【バーゼルⅢに関する用語解説】

#### ■自己資本関係

用語	解説
リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券という。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指す。
抵当権付住宅ローン	バーゼルⅢにおいては、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。
不動産取得等事業者	(代表的な解釈としては)不動産の取得又は運用を目的とした事業者。
オペレーションアル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスクその他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
基礎的手法	オペレーションアル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。リスク・アセット=1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値-8%。
総所要自己資本額	リスク・アセットの総額(信用リスク、マーケットリスク(信金中央金庫のみ)、オペレーションアルリスクの各リスクアセットの総額)×4%(自己資本比率規制における国内基準)。
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセットの総額(信用リスク、マーケットリスク(信金中央金庫のみ)、オペレーションアルリスクの各リスクアセットの総額)。
繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる。

#### ■信用リスク関係

用語	解説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスク。
クレジットポリシー	与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したもの。
リスクウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
A L M	ALM(AssetLiabilityManagement)は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。
適格格付機関	バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。

#### ■市場リスク関係

用語	解説
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいう。
カレント・エクスポージャー	派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式。契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再度構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としている。
再構築コスト	現在と同等の派生商品取引を再度構築するのに必要なコスト金額。
アドオン	評価時点以降に発生する可能性のある潜在的なリスク。
与信相当額	再構築コスト+アドオン。
派生商品取引	(=デリバティブ取引)有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産。
オリジネーター	原資産の所有者。
V a R	Value at Risk(バリュー・アット・リスク) 将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出された値。
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(平均2.5年)として金融機関が独自に定める。
金利ショック	金利の変化(衝撃)のことで、上下200ベーシス・ポイント(2%)の平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法がある。
パーセンタイル値	計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。 99パーセンタイル値は99パーセント目の値。
金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいう。
アウトライヤー規制	銀行勘定における金利リスク量が自己資本に対して20%を超える経済価値の低下が生じる銀行をアウトライヤー銀行といい、当局の早期警戒制度の中でモニタリングを行う。
B P V	Basis Point Value(ベース・ポイント・バリュー)金利リスク指標の1つで、全ての期間の金利が1ベーシス・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表す。
G P S	Grid Point Sensitivity(グリッド・ポイント・センシティビティ)金利リスク指標の1つで、一定期間毎の金利が1ベーシス・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表す。
ストレステスト	例外的だが蓋然性のある事象(9.11テロ、ブラックマンデー等)が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法。

## I. 単体における事業年度の開示事項

### (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成24年度
(自己資本)	
出資金	4,040
うち非累積的永久優先出資	—
优先出資申込証拠金	—
資本準備金	—
その他資本剰余金	—
利益準備金	1,832
特別積立金	4,633
繰越金(当期末残高)	143
その他	—
処分未済持分	—
自己優先出資	—
自己優先出資申込証拠金	—
その他有価証券の評価差損	—
営業権相当額	—
のれん相当額	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—
基本的項目(A)	10,649
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	1,247
一般貸倒引当金	726
負債性資本調達手段等	—
負債性資本調達手段	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—
補完的項目不算入額	—
補完的項目(B)	1,973
自己資本総額[(A)+(B)](C)	12,623
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,254
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	1,254
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスボージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—
控除項目不算入額	△1,254
控除項目計(D)	—
自己資本額[(C)-(D)](E)	12,623
(リスク・アセット等)	
資産(オン・バランス項目)	144,158
オフ・バランス取引等項目	1,862
オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	11,446
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等計(F)	157,468
単体Tie 1比率(A/F)	6.76%
単体自己資本比率(E/F)	8.01%

(単位:百万円)

項目	平成25年度	経過措置による不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,140	
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,037	
うち、利益剰余金の額	7,183	
うち、外部流出予定額(△)	80	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	671	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	671	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,247	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,059	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	47
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	47
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	26
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	—	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)	13,059	
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	143,402	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	154	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除外)	47	
うち、繰延税金資産	77	
うち、前払年金費用	26	
うち、他の金融機関等向けエクスポート	3	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	11,128	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーション・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	154,531	
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	8.45%	

(注) 自己資本比率の算出方法を含めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	146,021	5,840	143,402	5,736
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	145,921	5,836	143,398	5,735
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0	0	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	4	0	4	0
国際開発銀行向け	—	—	0	0
地方公共団体金融機関向け	291	11	660	26
我が国の政府関係機関向け	306	12	616	24
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,178	447	7,998	319
法人等向け	53,122	2,124	54,135	2,165
中小企業等向け及び個人向け	36,100	1,444	37,794	1,511
抵当権付住宅ローン	4,702	188	3,792	151
不動産取得等事業向け	15,048	601	15,584	623
3ヵ月以上延滞等	1,310	52	1,272	50
取立未済手形	14	0	12	0
信用保証協会等による保証付	1,875	75	1,982	79
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,544	61	721	28
出資等のエクスポージャー			721	28
重要な出資のエクspoージャー			—	—
上記以外	20,420	816	18,810	752
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー			—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であつてコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクspoージャー			1,865	74
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー			—	—
上記以外のエクspoージャー			16,945	678
②証券化エクspoージャー	100	4	—	—
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	100	4	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産			3	0
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額			—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額			2	0
⑦中央清算機関連エクspoージャー			0	0
口. オペレーションル・リスク	11,446	457	11,128	445
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	157,468	6,298	154,531	6,181

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスクを算定しています。

$$\text{＜オペレーションル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞} \\ \frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

### (3) 信用リスクに関する事項（証券化工クスポートナーを除く）

#### イ. 信用リスクに関するエクスポートナー及び主な種類別の期末残高

##### <地域・業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポートナー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポートナー期末残高								3カ月以上延滞 エクスポートナー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		24年度	25年度		
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
国内	311,441	316,946	195,910	199,655	40,813	60,407	56	117	1,251	1,143
国外	2,609	381	—	—	2,541	381	—	—	—	—
地域別合計	314,050	317,327	195,910	199,655	43,354	60,788	56	117	1,251	1,143
製造業	12,217	12,039	11,713	11,130	504	909	—	—	64	86
農業、林業	899	950	899	950	—	—	—	—	—	—
漁業	573	521	573	521	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	690	606	690	606	—	—	—	—	—	—
建設業	18,050	17,606	17,549	17,406	501	200	—	—	242	160
電気・ガス・熱供給・水道業	4,187	3,481	1,467	1,266	2,720	2,215	—	—	—	—
情報通信業	469	1,168	455	453	—	701	—	—	—	—
運輸業、郵便業	6,242	7,205	5,009	4,734	1,219	2,457	—	—	22	11
卸売業、小売業	22,099	23,612	21,692	22,906	407	706	—	—	198	247
金融業、保険業	69,641	56,088	4,862	5,861	8,738	10,401	—	—	6	6
不動産業	27,411	26,061	27,105	25,754	306	307	—	—	105	130
物品貯蔵業	1,057	1,033	1,055	1,031	—	—	—	—	83	47
学術研究・専門・技術サービス業	588	596	588	596	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,738	1,620	1,738	1,620	—	—	—	—	35	11
飲食業	7,093	6,296	7,093	6,296	—	—	—	—	32	49
生活関連サービス業、娯楽業	10,040	10,058	10,040	10,058	—	—	—	—	234	233
教育、学習支援業	4,175	4,365	4,175	4,365	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	7,393	7,527	7,393	7,527	—	—	—	—	59	—
その他のサービス	11,987	12,380	11,947	12,340	—	—	—	—	75	71
国・地方公共団体等	37,542	54,151	8,586	11,259	28,956	42,892	—	—	—	—
個人	43,833	44,631	43,833	44,631	—	—	—	—	90	89
その他	26,110	25,331	7,436	8,343	—	—	56	117	—	—
業種別合計	314,050	317,327	195,910	199,655	43,354	60,788	56	117	1,251	1,143
1年以下	98,829	72,886	41,218	42,511	7,617	915	—	—		
1年超3年以下	42,237	51,989	37,777	37,484	1,810	8,955	—	—		
3年超5年以下	34,867	34,472	24,851	25,676	7,206	4,966	—	—		
5年超7年以下	18,938	24,897	17,439	18,060	1,399	6,837	—	—		
7年超10年以下	36,169	50,172	19,286	18,940	16,883	31,232	—	—		
10年超	42,187	42,525	34,145	34,645	8,042	7,880	—	—		
期間の定めのないもの	41,161	40,386	21,972	22,333	—	—	56	117		
残存期間別合計	314,050	317,327	196,692	199,655	43,354	60,788	56	117		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3カ月以上延滞エクスポートナー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポートナーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポートナーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポートナーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

#### □. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成24年度	652	726	0	652
	平成25年度	726	671	1	724
個別貸倒引当金	平成24年度	1,007	784	257	749
	平成25年度	784	818	143	641
合 計	平成24年度	1,660	1,510	257	1,402
	平成25年度	1,510	1,490	144	1,366

#### ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金											貸出金償却		
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度		
製造業	60	27	27	35	30	1	29	26	27	35	37	21		
農業、林業	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—		
漁業	14	12	12	8	—	4	14	7	12	8	—	11		
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建設業	301	318	318	286	14	88	287	229	318	286	67	31		
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
運輸業、郵便業	4	4	4	4	—	—	4	4	4	4	—	70		
卸売業、小売業	95	81	81	55	18	27	76	53	81	55	25	7		
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
不動産業	152	83	83	103	6	—	145	83	83	103	—	—		
物品販賣業	17	18	18	5	1	18	16	—	18	5	—	32		
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—		
宿泊業	129	71	71	88	129	—	—	71	71	88	223	10		
飲食業	74	68	68	89	1	—	72	68	68	89	1	3		
生活関連サービス業、娯楽業	41	12	12	14	27	—	13	12	12	14	1	—		
教育、学習支援業	36	31	31	39	—	—	36	31	31	39	—	—		
医療・福祉	0	1	1	17	—	—	0	1	1	17	—	—		
その他のサービス	22	22	22	23	—	0	22	21	22	23	28	0		
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個人	55	30	30	43	27	0	28	29	30	43	63	6		
合 計	1,007	784	784	818	257	143	749	641	784	818	446	196		

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

#### 二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	8,339	53,944	13,541	61,020
10%	5,602	25,434	12,511	25,713
20%	9,578	40,150	12,075	30,350
35%	—	13,493	—	10,889
50%	10,152	533	1,775	235
75%	—	52,809	—	55,682
100%	491,570	93,086	—	93,025
150%	—	433	—	504
250%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	314,050	317,327		

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。

4. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクspoージャーの額を記載しております。

#### (4) 信用リスク削減手法に関する事項

##### 信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	4,356	7,581	34,525	33,739	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクススポージャー方式	カレントエクス申博
グロス再構築コストの額の合計額	5	9
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
①派生商品取引合計	2	1	2	1
( i )外国為替関連取引	0	1	0	1
( ii )金利関連取引	—	—	—	—
( iii )金関連取引	—	—	—	—
( iv )株式関連取引	1	0	1	0
( v )貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
( vi )その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
( vii )クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	2	1	2	1

	平成24年度	平成25年度
担保の種類別の額	—	—

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—	—

	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、Oを下回らないものに限っています。

## (6) 証券化エクス申博に関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクス申博に関する事項)

## ①原資産の合計額等

(単位:百万円)

	原資産の額			
	資産譲渡型証券化取引		合成型証券化取引	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
( i )カードローン	—	—	—	—
( ii )住宅ローン	—	—	—	—
( iii )自動車ローン	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

## ②3ヵ月以上延滞エクス申博の額等 (原資産を構成するエクス申博に限る)

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
3ヵ月以上延滞エクス申博の額	—	—
当期の損失	—	—
( i )カードローン	—	—
当期の損失	—	—
( ii )住宅ローン	—	—
当期の損失	—	—
( iii )自動車ローン	—	—
当期の損失	—	—

## ③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
証券化取引を目的として保有している資産	—	—
( i )カードローン	—	—
( ii )住宅ローン	—	—
( iii )自動車ローン	—	—

④当期に証券化取引を行ったエクスポートの概略

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
当期に証券化取引を行った エクスポートの額	—	—
(i)カードローン	—	—
(ii)住宅ローン	—	—
(iii)自動車ローン	—	—

⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

証券化取引に伴い 当期中に認識した 売却損益の額	売却損益		売却益		売却損	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
	—	—	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—

⑥保有する証券化工クスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化工クスポート (再証券化工クスポートを除く)

(単位:百万円)

証券化工クスポートの額	平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—

b. 再証券化工クスポート

(単位:百万円)

再証券化工クスポートの額	平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—

⑦保有する証券化工クスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化工クスポート (再証券化工クスポートを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポート残高				所要自己資本の額			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポート残高×リスク・ウェイト×4%

2. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポートの額を記載しております。

なお、(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

## b. 再証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
40%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
225%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

2. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

なお、(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

## ⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
証券化取引に伴い増加した 自己資本の額	—	—
(i)カードローン	—	—
(ii)住宅ローン	—	—
(iii)自動車ローン	—	—

## ⑨早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
早期償還条項付の証券化エクスポ ージャーを対象とする実行済みの 信用供与の額	—	—
(i)カードローン	—	—
(ii)住宅ローン	—	—
(iii)自動車ローン	—	—

⑩保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用される  
リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

信用リスク削減手法の 適用の有無	無
---------------------	---

## ⑪証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

経過措置適用の証券化エクスポージャー	信用リスク・アセットの額	
	平成24年度	平成25年度
経過措置適用の証券化エクスポージャー	—	—

(注) 経過措置とは、平成18年金融庁告示第21号で公布された自己資本比率告示附則第15条において、平成18年3月末において保有する証券化エクスポージャーの信用リ  
スク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に  
対して平成18年金融庁告示第21号を適用した場合の信用リスク・アセットの額と同告示公布前の告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大  
きい額を上限とすることができること。

## 口. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

## ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

## a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

証券化エクスポージャーの額	平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
200	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—

## b. 再証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

再証券化エクスポージャーの額	平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
(i)カードローン	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—

②保有する証券化工クスポートジャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化工クスポートジャー（再証券化工クスポートジャーを除く）

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポートジャー残高				所要自己資本の額			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	4	—	—	—	4	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	4	—	—	—	4	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポートジャー残高×リスク・ウェイト×4%

2. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポートジャーの額を記載しております。

なお、(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化工クスポートジャー

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポートジャー残高				所要自己資本の額			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
40%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
225%	—	—	—	—	—	—	—	—
650%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i)カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii)住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポートジャー残高×リスク・ウェイト×4%

2. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポートジャーの額を記載しております。

なお、(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

③保有する再証券化工クスポートジャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用される

リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

信用リスク削減手法の 適用の有無	無
---------------------	---

④証券化工クスポートジャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

経過措置適用の証券化工クスポートジャー	信用リスク・アセットの額	
	平成24年度	平成25年度
経過措置適用の証券化工クスポートジャー	100	—

(注) 経過措置とは、平成18年金融庁告示第21号で公布された自己資本比率告示附則第15条において、平成18年3月末において保有する証券化工クスポートジャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化工クスポートジャーの保有を継続している場合に限り、平成26年6月30日までの間、当該証券化工クスポートジャーの原資産に対して平成18年金融庁告示第21号を適用した場合の信用リスク・アセットの額と同告示公布前の告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすること。

## (7) 出資等エクスポートに関する事項

### イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	728	728
非上場株式等	1,544	1,544	1,058	1,058
合計	1,544	1,544	1,786	1,786

### ロ. 出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	10	2

### ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
評価損益	—	—

### 二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
評価損益	—	—

## (8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

区分	運用勘定		調達勘定		
	金利リスク量		区分	金利リスク量	
	平成24年度	平成25年度		平成24年度	平成25年度
貸出金	342	482	定期性預金	58	53
有価証券等	482	785	要求払預金	118	235
預け金	18	30	その他	—	—
コールローン等	—	—	調達勘定合計	177	289
その他	—	—			
運用勘定合計	843	1,296			
銀行勘定の金利リスク	666	1,007			

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを1と99%タイル値を計測して銀行勘定の金利リスクを算出してあります。

2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。

3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク（1,007百万円）＝運用勘定の金利リスク量（1,296百万円）－調達勘定の金利リスク量（289百万円）